



# 鳥取県公報

平成12年2月2日(水)

号外第6号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（経営指導課）	1
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（ <small>ク</small> ）	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）	2
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（ <small>ク</small> ）	2
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（ <small>ク</small> ）	2

## 告 示

### 鳥取県告示第51号

平成8年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成12年2月2日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成12年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第52号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成12年2月2日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成12年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の備考以外の部分を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等			貸付利率	利 子 補 給 率	
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工 流通施 設整備 資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.25パーセント以内	年0.1パーセント	年0.15パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合	年2.4パーセント以内	年0.85パーセント		
2 保健 機能増 進施設 整備資 金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合	年2.15パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
3 生活環境施設整備資金			年2.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント

**鳥取県告示第53号**

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。  
平成12年2月2日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成12年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の3の項中「1.2パーセント」を「1.1パーセント」に、「1.0パーセント」を「0.9パーセント」に改める。

**鳥取県告示第54号**

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成12年2月2日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成12年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

**鳥取県告示第55号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成12年2月2日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成12年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1の表規則別表第6号の資金の項中「2.725パーセント」を「2.625パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び2の表中「2.6パーセント」を「2.5パーセント」に改める。